

平成28年11月（第12回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成28年11月15日（火）17:00～18:10

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あいこ 委員

3. その他議場に出席した者

大下教育部長、唐沢教育次長、松田教育次長、佐貫理事、野村総務課長、村上施設課長、吉村社会教育課長、仁井図書館長、上田副館長、佐野学びの森くすのき・地域文化交流課長、西村総務課長補佐、小林総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成28年11月15日の第12回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、水田委員欠席の報告がありましたが、委員数が過半数となっていますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、議事録の承認についてですが、今回資料とあわせて送付しました10月19日の第11回の議事録の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第11回の議事録については承認とさせていただきます。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第22号 工事請負契約締結の件（琴芝小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第23号 工事請負契約締結の件（鶴ノ島小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第24号 工事請負契約締結の件（厚南中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第25号 宇部市立図書館条例及び宇部市学びの森くすのき条例の一部を改正する条例制定の件」の4件と、その他の事項として、「成人式について」、「寄附の報告について」の2件となっております。

教 育 長： それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第22号 工事請負契約締結の件（琴芝小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第22号 工事請負契約締結の件（琴芝小学校屋内運動場改築（建築

主体) 工事)」説明します。

この議案は、琴芝小学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が1億5千万円以上であることから、契約の締結について12月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、琴芝小学校屋内運動場改築(建築主体)工事で、昭和39年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市東琴芝二丁目3番48号、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は893.94平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので後日報告します。新しい屋内運動場は、既設の屋内運動場を解体し、ほぼ同位置に建設することとなります。平面計画につきましては、これまでの小学校と同様の機能として、アリーナ、ステージ、倉庫、男女更衣室、トイレを配置しています。スロープの設置や入口の段差をなくしたバリアフリー仕様となっており、男女、多目的全てのトイレを洋式としています。環境への配慮としまして、本工事で雨水利用設備を設置しています。また、体育器具の落下防止や、ガラスの飛散防止など地震に対する安全性の確保や、停電時に発電機の使用が可能な設備を設置するなど、防災機能の強化にも取り組んでいます。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 発電機の設置というのは、太陽光発電のことですか。

事 務 局： 発電機の使用が可能な設備についてですが、災害時に、玄関横に発電機を接続することにより、内部の電気設備が使用できる盤を設置しています。

委 員： 現状の体育館横の道路も拡幅工事を行っていますが、すぐ近くに児童の通用門がありますが、この門を車が通るようになりますか。

事 務 局： こちらの門は、児童用の通用口として自動車は通行しないものと考えています。

委 員： 同じ場所での建替えということで、その間の行事や、屋内運動場での授業などはどうなりますか。

事 務 局： これまでの小学校の事例では、体育の授業は、運動場や多目的スペースを活用し、入学式、卒業式などは、近隣の学校を借りて学校運営をまかなっていく予定です。

委 員： 雨天時の音が大きくて、行事に支障がある屋内運動場があるのですが、新しい屋内運動場ではそういうことは、なくなりますか。

事 務 局： 天井高も高くなり、野地板も厚くなりますので、現状よりは改善されると思います。

教 育 長： 工事の安全については、十分な配慮をお願いします。それでは、「議案第22号 工事請負契約締結の件(琴芝小学校屋内運動場改築(建築主体)工事)」について、承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 「議案第22号 工事請負契約締結の件(琴芝小学校屋内運動場改築(建築

主体) 工事)」について、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第 2 3 号 工事請負契約締結の件(鵜ノ島小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第 2 3 号 工事請負契約締結の件(鵜ノ島小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」について説明します。

この議案は、鵜ノ島小学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が 1 億 5 千万円以上であることから、契約の締結について 1 2 月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、鵜ノ島小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事で、昭和 4 1 年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市小松原町二丁目 1 0 番 2 5 号、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は 8 9 3 . 9 4 平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので後日報告します。新しい屋内運動場は、既設の屋内運動場を解体し、やや東側に建設することとなります。平面計画その他につきまして、琴芝小学校と同様となっています。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教 育 長： 仕様については琴芝小学校と全く同様ですか。

事 務 局： 全く同じ図面を使用しています。その理由としては、平成 2 3 年から屋内運動場の建替えが始まっていますが、その際に、屋内運動場の面積が学級数により決まりまして、それも 3 段階程度しかなく、機能も同様ですので設計を標準化し、面積が同じであれば、全く同じ仕様になります。

教 育 長： 工事の安全については、十分な配慮をお願いします。それでは、「議案第 2 3 号 工事請負契約締結の件(鵜ノ島小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」について、承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 「議案第 2 3 号 工事請負契約締結の件(鵜ノ島小学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」について、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第 2 4 号 工事請負契約締結の件(厚南中学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第 2 4 号 工事請負契約締結の件(厚南中学校屋内運動場改築(建築主体) 工事)」について説明します。

この議案は、厚南中学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が 1 億 5 千万円以上であることから、契約の締結について 1 2 月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、厚南中学校屋内運動場改築(建築主体) 工事で、昭和 3 6 年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市大字東須恵字上岡の上 2 2 2 番地、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は 1 , 1 3 7 . 9 7 平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので後日報告します。新しい屋内運動場は、

既設の屋内運動場を解体し、ほぼ同位置に建設することとなります。平面計画につきまして、これまでの中学校と同様の構成としており、アリーナ、ステージ、倉庫、男女トイレを配置しています。スロープの設置や入口の段差をなくしたバリアフリー仕様となっており、男女、多目的全てのトイレを洋式としています。また、体育器具の落下防止や、ガラスの飛散防止など地震に対する安全性の確保や、停電時に発電機の使用が可能な設備を設置するなど、防災機能の強化にも取り組んでいます。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： ミニバスケットボールのコートが、小学校に比べて大きいように思えるのですがいかがですか。

事 務 局： ミニバスケットボールのコートの規格は、長さに幅があるので、小学校よりも大きくしています。

委 員： ステージの緞帳等には、よく寄贈と書かれていますが、今回の工事で整備されるのですか。

事 務 局： 基本は、従来のものが使えれば使うこととしていますが、新設の屋内運動場は従来のものより大きくなっていますので、緞帳も今回新設します。

委 員： 小学校では、ステージ前方に階段がありませんが、前方から上がる時は移動式の階段を使用するのですか。

事 務 局： 小学校の屋内運動場はスペースに余裕がありませんので、前方に階段をつけると、アリーナが狭くなるということで、可動式の階段を設置する予定です。

教 育 長： それでは、「議案第 2 4 号 工事請負契約締結の件（厚南中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、承認としてよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 「議案第 2 4 号 工事請負契約締結の件（厚南中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第 2 5 号 宇部市立図書館条例及び宇部市学びの森くすのき条例の一部を改正する条例制定の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第 2 5 号 宇部市立図書館条例及び宇部市学びの森くすのき条例の一部を改正する条例制定の件」について説明します。今回の条例改正につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、火、水、金、土、日曜日の開館時間を 1 時間延長すること及び元日を除く国民の祝日を開館することに伴い、所要の整備を行うものです。内容につきましては、開館時間を平日は 1 9 時まで、土、日曜日は 1 8 時までそれぞれ 1 時間延長いたします。休館日については、現在休館日である祝日を元日を除き開館日とします。また、現在は、特別整理期間は秋季における 2 週間以内と規定されていますが、これを除き、弾力的に運用できるよう 2 週間以内と改めます。以上で説明を終わります。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教 育 長： 今回の改正に至った経緯について、補足をお願いします。

事 務 局： 平成 2 5 年 4 月 1 日から木曜日の開館時間を 1 9 時まで延長することを開始

しましたが、それ以降、アンケートを実施したところ、開館時間の拡大について、一定の要望がありました。また、教育振興基本計画においても、開館日、開館時間の拡大により、読書環境の充実を図ることとしていますので、今回の改正に至りました。

委員： 利用者としてとてもありがたい改正だと思います。特に、祝日が開館となるのはとてもありがたいです。ただ、費用面については心配があります。

事務局： 費用面では、人的、物的コストの上昇は避けられないものと見込んでいます。

委員： 他の箇所の教育予算が削られないよう、お願いします。

教育長： 開館時間延長の要望は、学びの森くすのきの方が多かったと聞いていますが、こういった理由が考えられますか。

事務局： 学びの森くすのき利用者の方が、通勤時間が長い傾向にあると思われるので、会社帰りの利用のためには、開館時間の延長の要望が多かったのではないかと推測されます。

委員： 曜日ごとの開館時間は分かりましたが、祝日の開館時間は、どうなりますか。

事務局： 土、日曜日と同じ9時から18時までとなります。

委員： 祝日の開館は利便性の向上につながると思います。また、開館時間の延長により、平日の開館時間が統一されたので、分かりやすくなったと思います。

これについては、周知がとても大切だと思いますので、広く市民に伝えて、利用者数の拡大につなげて欲しいと思います。

事務局： 報道発表、図書館便り、広報、ホームページなどを活用し、宣伝していきたいと考えています。

委員： 台風時などは、図書館は開館しているのですか。

事務局： その時の館長判断となると思いますが、市役所も開庁していますし、避難して来られる人がいる可能性もありますので、原則として、台風時でも開館するようにしています。

教育長： それでは、「議案第25号 宇部市立図書館条例及び宇部市学びの森くすのき条例の一部を改正する条例制定の件」について、承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： 「議案第25号 宇部市立図書館条例及び宇部市学びの森くすのき条例の一部を改正する条例制定の件」について、原案のとおり承認します。

教育長： 次に、その他の事項「成人式について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「成人式について」説明します。平成29年成人式については、平成29年1月8日、日曜日に、渡辺翁記念会館において、13時から14時30分の予定で行います。対象者は平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、本市の住民基本台帳に記載のある人で、6月現在で男性865人、女性800人となっています。また、市外に転出した人で出席を希望する人が例年120人程度いますが、現時点で81人となっています。本事業は公募により委託して行いますが、昨年と同様に、一般社団法人SAKIDORIプロ

クジェクトが受託者となっています。次に式典及びアトラクションについてですが、式典は、13時から13時30分を予定しており、アトラクションは13時40分から14時40分を予定しています。以上で説明を終わります。

教 育 長： ご意見、ご質問等ありますか。

委 員： 昨年は、レノファ関係者や、ソルジェンティのときが成人が一番話を聞いていたと思います。年代の近い人の話は心に響くようで、とても良かったと感じました。

教 育 長： よろしいでしょうか。次に「寄附の報告」についてお願いします。

事 務 局： 平成28年10月分寄附について、10月17日、宇部市商工会議所女性会様から、小中学校交通遺児教育資金として5万円、10月19日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円、10月22日、朴清子様から、子どもの読書環境充実のためとして、100万円の御寄附がありましたので報告します。

教 育 長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。